



はじめに

暮らしやすい社会を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を実現することが重要です。

本町においても、平成23年（2011年）からの長南町第4次総合計画に「男女共同参画の推進」を謳い、男女共同参画に関する意識の向上、女性の社会参加の推進に取り組んでまいりました。まちづくりへの女性の参画、子育て支援施策の積極的な展開などにより、徐々にではありますが、その意識・環境には変化が現れたものと認識しております。

一方、この10年の間も少子高齢化が急速に進み、労働力人口が減少している中で、地域社会の活性化を図るために、あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境を構築することに一層の注目が集まっています。

こうした状況の変化や新たな課題に対応するため、このたび「長南町男女共同参画計画」を策定いたしました。

この計画書では、令和3年度から令和12年度までの「長南町第5次総合計画」において取り入れられているSDGsの理念を、上位計画との整合性を図りながら取り入れております。また、国及び千葉県の第5次男女共同参画基本計画とも整合性を図り、一体となって推進して参ります。

本計画は、『男女共同参画社会基本法』だけでなく、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』に基づく市町村基本計画に位置付けると共に、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』に規定する市町村推進計画としても位置付けることとしています。

男女共同参画社会の実現は、町だけでなく、事業者、そして何よりも町民の皆様一人ひとりがその大切さを意識し、それぞれが主体的に取り組んでいくことが重要です。町では、皆様と共に男女共同参画社会の実現を目指し、「このまちで生まれ、暮らし、働けて良かった」と実感していただけるように取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

令和3年3月

長南町長 平野 貞夫

目次

はじめに	1
目次	2
第1章 計画の策定にあたって	5
(1) 策定の趣旨	6
(2) 計画の位置付け	6
(3) 計画の期間	6
第2章 計画の基本的な考え方	7
(1) 男女共同参画社会とは	8
(2) 男女共同参画計画と法律	9
①男女共同参画社会基本法	10
②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	11
③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	11
(3) SDGsの理念	12
(4) 長南町男女共同参画計画について	
①基本理念	13
②計画の目標	13
③基本目標	13
④重点的取組	14
⑤計画の体系	14
第3章 施策の内容	15
SDGs一覧表	16
長南町男女共同参画計画におけるSDGs対応表	17

目次

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
基本的な課題① 男女共同参画の意識づくり	18
基本的な課題② 男女が互いを尊重できる教育・学習の充実	20
基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	
基本的な課題③ ワーク・ライフ・バランスの推進	22
基本的な課題④ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	27
基本目標Ⅲ 健康で安心安全な社会づくり	
基本的な課題⑤ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	29
基本的な課題⑥ 生涯を通じた健康づくりの推進	32
基本的な課題⑦ 防災・防犯分野における男女共同参画の推進	35
基本目標Ⅳ 誰もが輝く環境づくり	
基本的な課題⑧ 女性活躍の推進	37
第4章 計画の推進に向けて	41
(1) 庁内における推進	42
(2) 住民及び関係機関等との連携	42
(3) 男女共同参画に関する情報の提供	42
(4) 施策の評価	42
参考資料	43
長南町男女共同参画計画策定経過	44
長南町男女共同参画計画策定懇話会設置要綱	45
長南町男女共同参画計画策定懇話会名簿	46
令和元年度 市町村における男女共同参画・DV基本計画策定状況	47
改正女性活躍推進法が施行されます！	48
男女共同参画社会基本法	52
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	56
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	65
市町村応援マニュアル（改訂版）	72
支援マップ（DV被害者支援体系図）	75



第1章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」をはじめとし、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という）、平成28年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）の施行など、我が国を取りまく男女共同参画社会形成への意識は着実に高まっていると云えます。

本町においても、こうした時代の流れに呼応し、次第に意識の変化が見られるところですが、家庭や地域社会での固定的な性別役割分担意識と言った観点においては未だに旧来の意識が強く残る分野もあり、男女共同参画の概念が十分に浸透したとは言えない状況です。

本計画は、国及び県の動向を勘案しながら、町民との対話・庁内での連携を図り、今後の男女共同参画推進の方向性を提示する計画として策定するものです。また、「DV防止法」の理念であるDV被害者に係る保護、「女性活躍推進法」に基づく女性の職業生活における活躍の推進等についても併せて方向性を提示することとします。

(2) 計画の位置付け

- ①この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、長南町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- ②この計画は、内閣府「第5次男女共同参画基本計画」、「第5次千葉県男女共同参画計画」及び「第5次長南町総合計画」をはじめとする町の関連諸計画との整合を図りながら、本町における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- ③この計画は「DV防止法」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画としても位置付けています(該当箇所：基本的な課題5)。
- ④この計画は「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、町内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けています(該当箇所：基本的な課題1、3、4、8)。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

▶固定的な性別役割分担

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性・女性という性別を理由として役割を固定的に分けること。



第2章

計画の基本的な考え方



第2章 計画の基本的な考え方

(1) 男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

●女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上

●働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

●家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化

●仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

●男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化

●地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

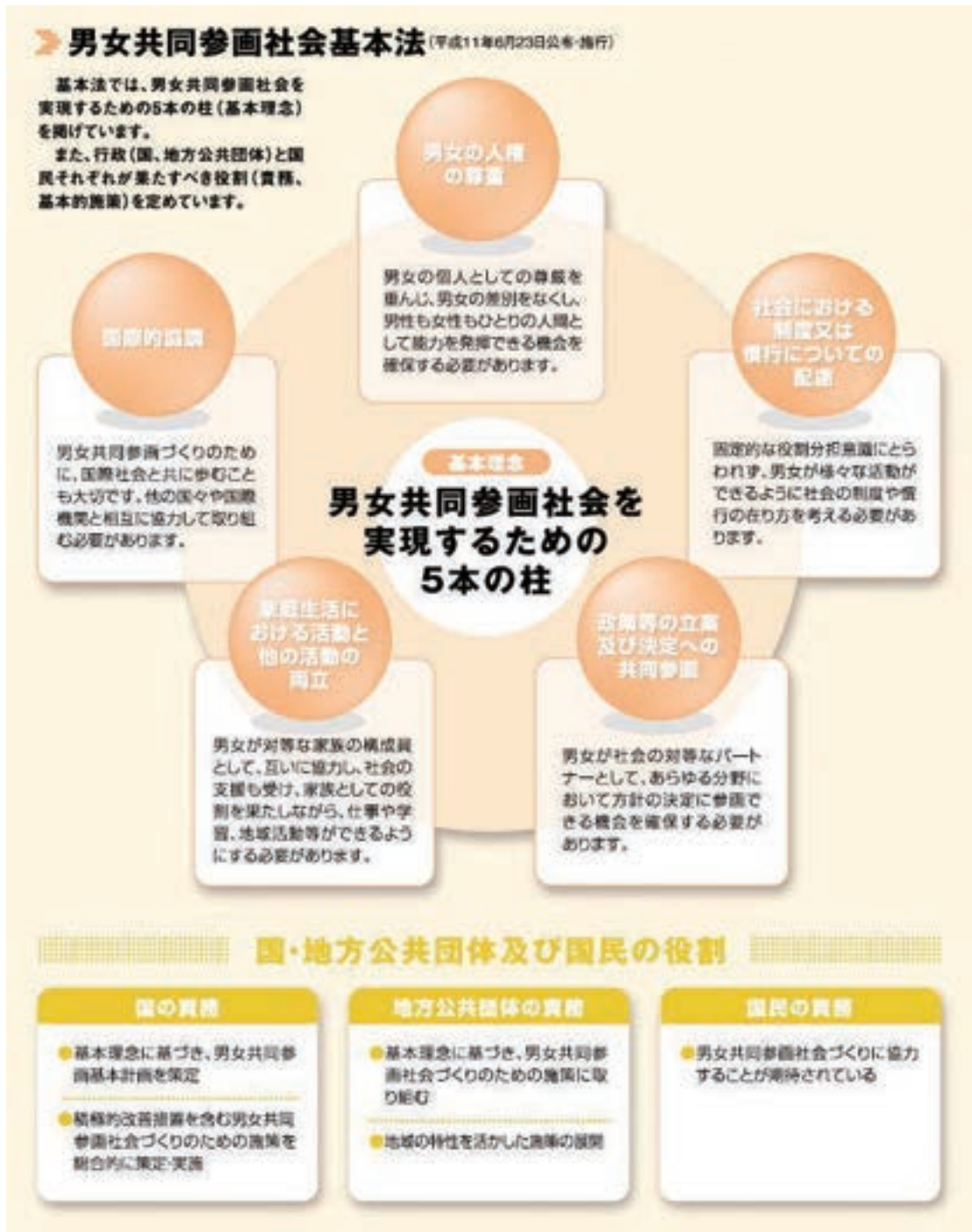
(内閣府ホームページより)

(2) 男女共同参画計画と法律

年	条約または法律	内 容
昭和50年 (1975年)	「国際婦人年」の位置づけ 「国際婦人年世界会議」開催 → '76[S51]年~'85[S60]年 を「国際婦人の10年」に	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等の推進 ・経済・社会・文化への婦人の参加 ・国際平和と協力への婦人の貢献
昭和55年 (1980年)	「女子差別撤廃条約」に署名	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別の撤廃を求めた多国間条約
昭和61年 (1986年)	「男女雇用機会均等法」施行	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法に謳う「法の下での平等」を雇用の分野に
平成4年 (1992年)	「育児休業法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・育児、介護と労働の関係について規定
平成11年 (1999年)	「男女共同参画社会基本法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）が掲げられる ⇒翌年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」が策定される（国）
平成13年 (2001年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律[DV防止法]」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・通報、相談、保護及び自立支援の体制を整備し、被害者の保護を図る
平成19年 (2007年)	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の両立の必要性や、目指すべき社会の姿が提示される
平成28年 (2016年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律[女性活躍推進法]」施行	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍に係る行動計画の作成、公表を大企業に義務付け

①男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律



（内閣府ホームページより）

②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

被害者が男性の場合もこの法律の対象であるが、多くの場合女性が被害者となることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要であるため、以下の基本原則のもと、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ◆女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ◆職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ◆女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

(3) SDGsの理念

この計画の策定にあたっては、国内の各種法令のほか、施策展開の視点として、SDGs (Sustainable Development Goals) の理念と調和を図る方針です。

SDGsとは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、令和12年(2030年)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。すべての関係者の役割を重視し「地球上の誰一人として取り残さないこと」を誓いに、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むものであり、「すべての人に健康と福祉を」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「働きがいも経済成長も」など、17の目標と169のターゲットで構成されています。

SDGsそのものは、国際社会全体の開発目標であることから、その理念と本町の実情に合致する施策を推進することとします。



(4) 長南町男女共同参画計画について

①基本理念

日本国憲法は、第14条第1項において個人の尊重と法の下での平等を謳っており、また、男女共同参画社会基本法は「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

これを念頭に、本町では

「互いを尊重し、支え合い、一人ひとりが自分らしく活躍できる町」

を目指していきたいと考えています。

②計画の目標

本計画では、次の4つの基本目標を設定し、本町における男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいります。

③基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本的な課題① 男女共同参画の意識づくり

基本的な課題② 男女が互いを尊重できる教育・学習の充実

基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

基本的な課題③ ワーク・ライフ・バランスの推進

基本的な課題④ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 健康で安心安全な社会づくり

基本的な課題⑤ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

基本的な課題⑥ 生涯を通じた健康づくりの推進

基本的な課題⑦ 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 誰もが輝く環境づくり

基本的な課題⑧ 女性活躍の推進

④重点的取組

現在の社会・経済情勢の変化や、地域を取り巻く状況を踏まえ、以下の5点について重点的に取り組むこととします。

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- ③あらゆる暴力の根絶と人権の尊重
- ④防災・防犯分野における男女共同参画の推進
- ⑤女性活躍の推進

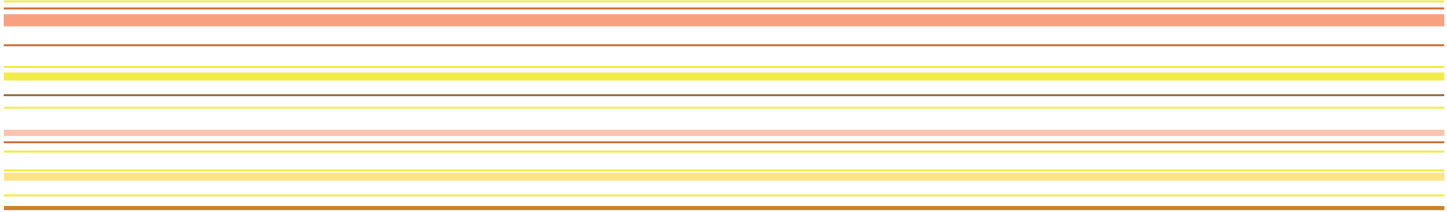
⑤計画の体系





第3章

施策の内容



	<p>Goal 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>Goal 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>Goal 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>Goal 4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>Goal 5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う</p>		<p>Goal 6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>Goal 7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>Goal 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>		<p>Goal 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
	<p>Goal 10 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>		<p>Goal 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>		<p>Goal 12 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>Goal 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>		<p>Goal 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>		<p>Goal 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>Goal 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>		<p>Goal 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

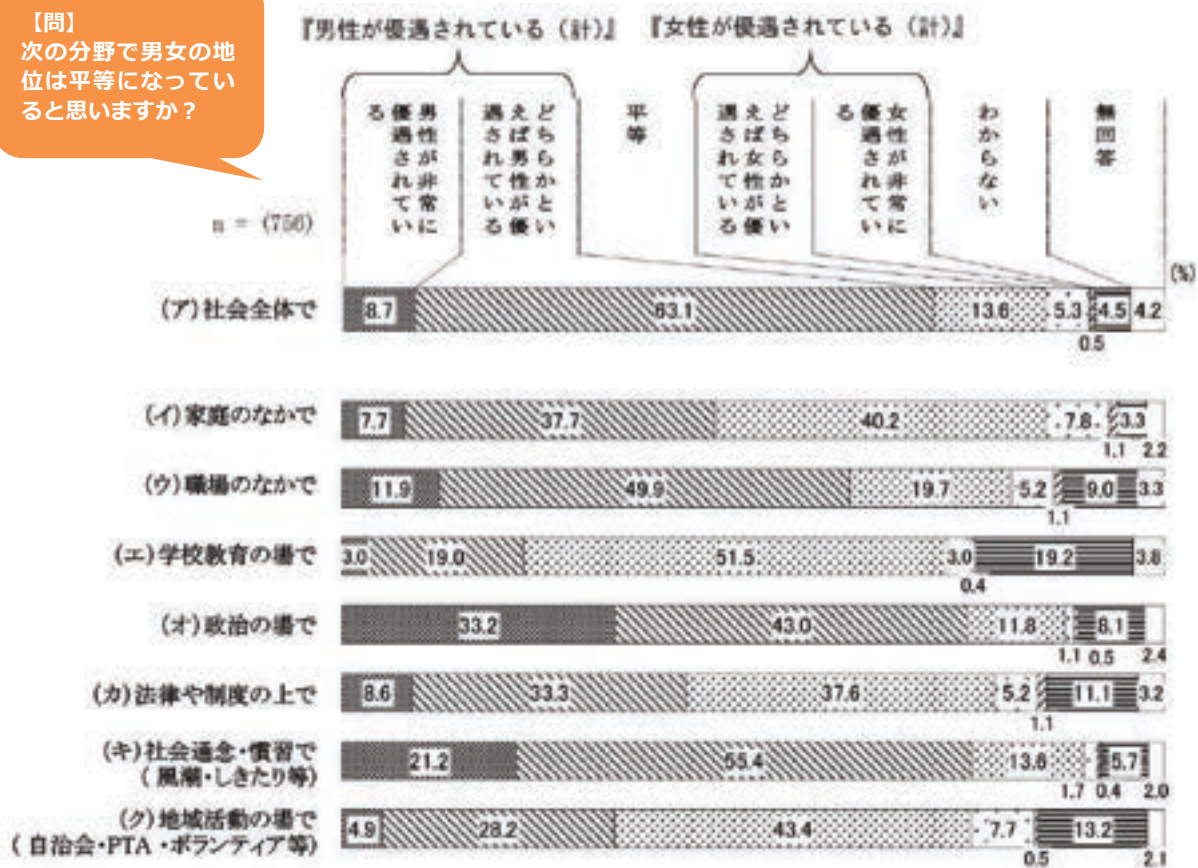
▶ 基本的な課題① 男女共同参画の意識づくり

SDGsアイコン	指 標
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<p>【施策】 千葉県男女共同参画地域推進員による啓発活動</p>
<p>現状</p>	<p>▶ 地域推進員の人数 <u>0名</u> (令和2年4月1日時点)</p>
<p>目標</p>	<p>▶ 地域推進員の人数 <u>2名</u> (令和7年度末)</p>

■ 男女の平等意識

【問】

次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか？



(A) 現状と課題

この調査においても明らかであるように「男性が女性よりも優遇されている」と感じる項目は多く、回答者の性別に関わらずその傾向が顕著に表れたのは「職場」「政治」「社会通念・慣習」と言った項目でした。その一方「家庭」「学校教育」「地域活動」と言った項目では少ない傾向にあったことから、社会の基礎単位である家庭においては改善が見られますが、家庭からの距離に反比例するように男性優位の傾向となっている事実は、まさに今が過渡期のただなかにあることを示しています。

(B) 施策（課題解決に向けた取り組み）

事業名	事業内容	担当課
啓発活動	男女共同参画社会の実現に向けて、町ホームページや広報ちょうなんなどで啓発活動を実施します この活動は、地域推進員とも連携して、近隣市町村とも共同のうえ事業を実施して行きます	企画政策課
情報収集 および 情報提供	内閣府や県の動きを捉えて、関係各機関に情報提供を行います	企画政策課



男女共同参画

▶「男女共同参画」シンボルマーク

平成21年に男女共同参画社会基本法10周年を迎えるにあたり、制定されたマーク。男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩むという意味合いがこめられている。

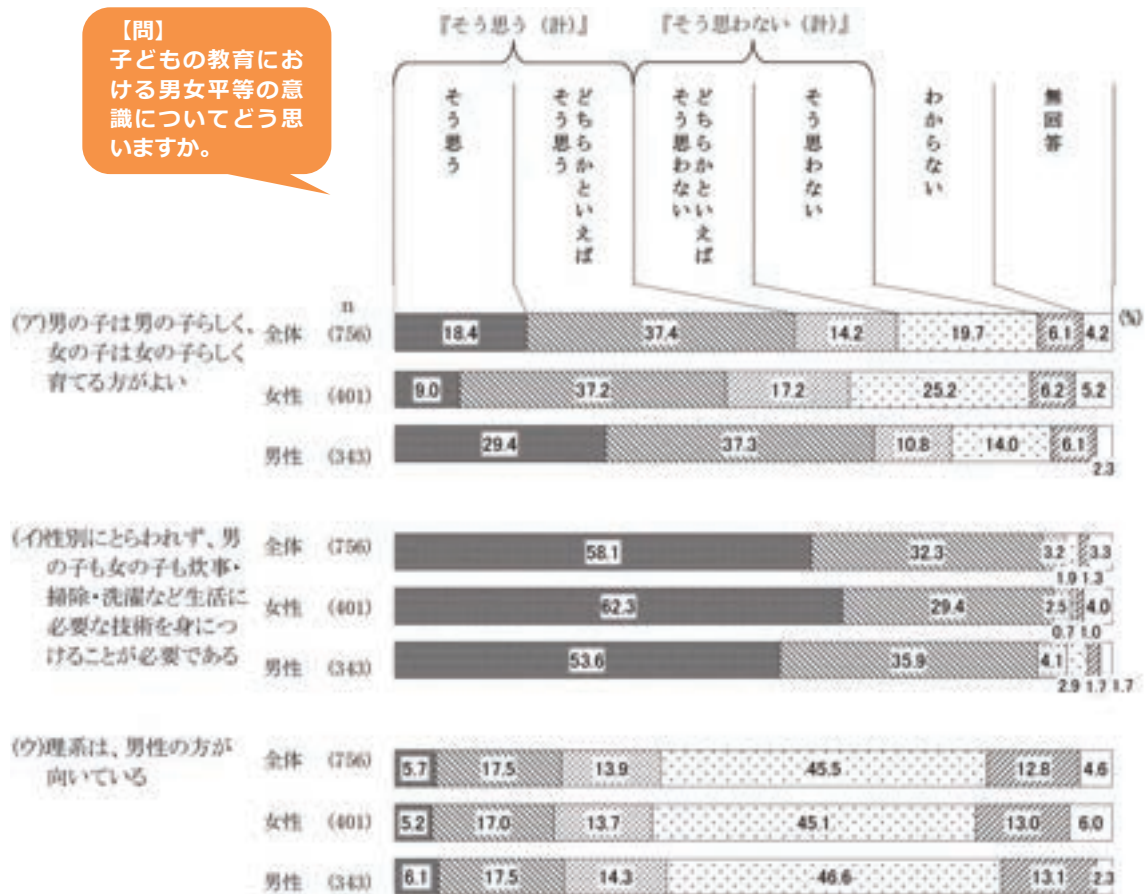
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

▶ 基本的な課題② 男女が互いを尊重できる教育・学習の充実

SDGsアイコン		指標
 4 質の高い教育を みんなに	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	【施策】 男女共同参画関連講座の開催
 17 パートナシップで 目標を達成しよう	現状	▶ 年間 <u>0回</u>
	目標	▶ 年間 <u>1回以上</u>

■ 子どもの教育における男女平等意識

【問】
子どもの教育における男女平等の意識についてどう思いますか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

(A) 現状と課題

子どもの教育における男女平等の意識について「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる」「性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である」という問いへの回答では、旧来からの男女の役割にこだわる傾向は薄れてきていると言えます。これは、子育てをしている親の世代や、性差のない教育環境にある子どもたち世代にとって、生活に関する自立度の重要性が高く認識されるようになってきた証左であると言えます。

(B) 施策（課題解決に向けた取り組み）

事業名	事業内容	担当課
人権教育の推進	各学校における授業や子どもたちの様々な活動の中で、人権意識を高める取組を行います	学校教育課
人権啓発活動	あらゆる差別の撤廃と人権尊重の意識を高めるため、人権啓発活動を推進します	福祉課 生涯学習課



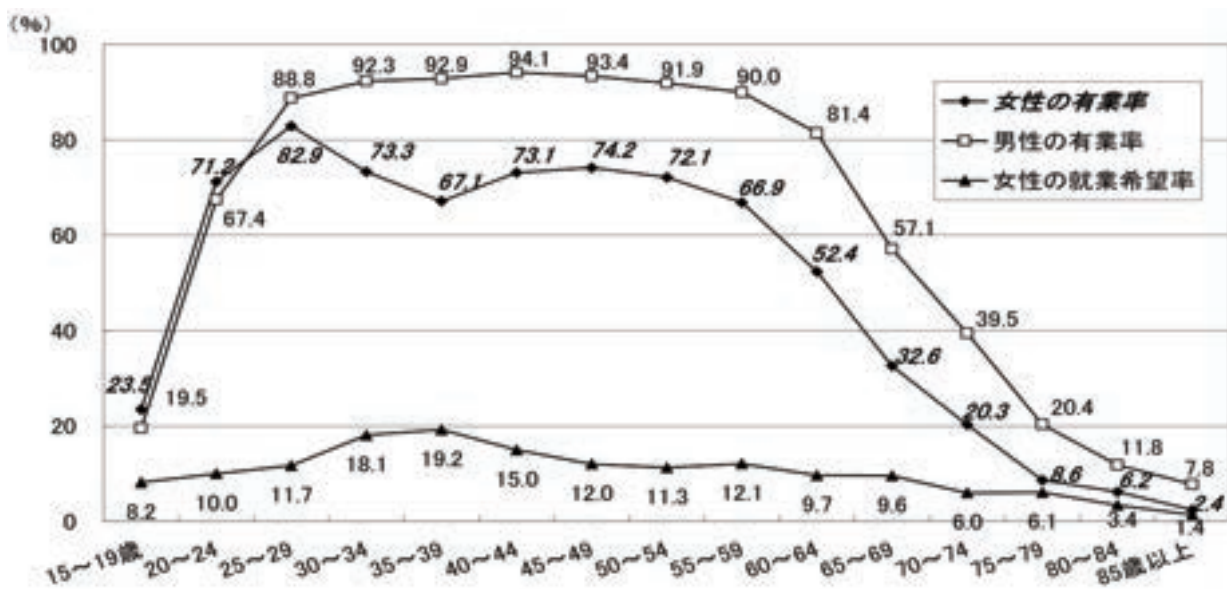
■人権講演会

基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

▶基本的な課題③ ワーク・ライフ・バランスの推進

SDGsアイコン	指 標
<div style="background-color: #e31a1c; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 5 ジェンダー平等を 実現しよう ♂=♀ </div> <div style="background-color: #800000; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 8 働きがいも 経済成長も 📈 </div> <div style="background-color: #000080; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 17 パートナーシップで 目標を達成しよう 🌸 </div>	【施策】 長南町特定事業主行動計画の推進 （育児参加休暇の取得率※男女問わず）
	現状 ▶ <u>0%</u> （令和元年度末）
	目標 ▶ <u>50%</u> （令和7年度末）
	【施策】 厚生労働省「プラチナえるぼし」の取得
現状 ▶ —（令和元年度末）	
目標 ▶ <u>取得</u> （令和7年度末）	

■男女の有業率と就職希望率



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画白書」
 （総務省「平成29年度就業構造基本調査（平成29年10月1日現在）」より）

▶ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

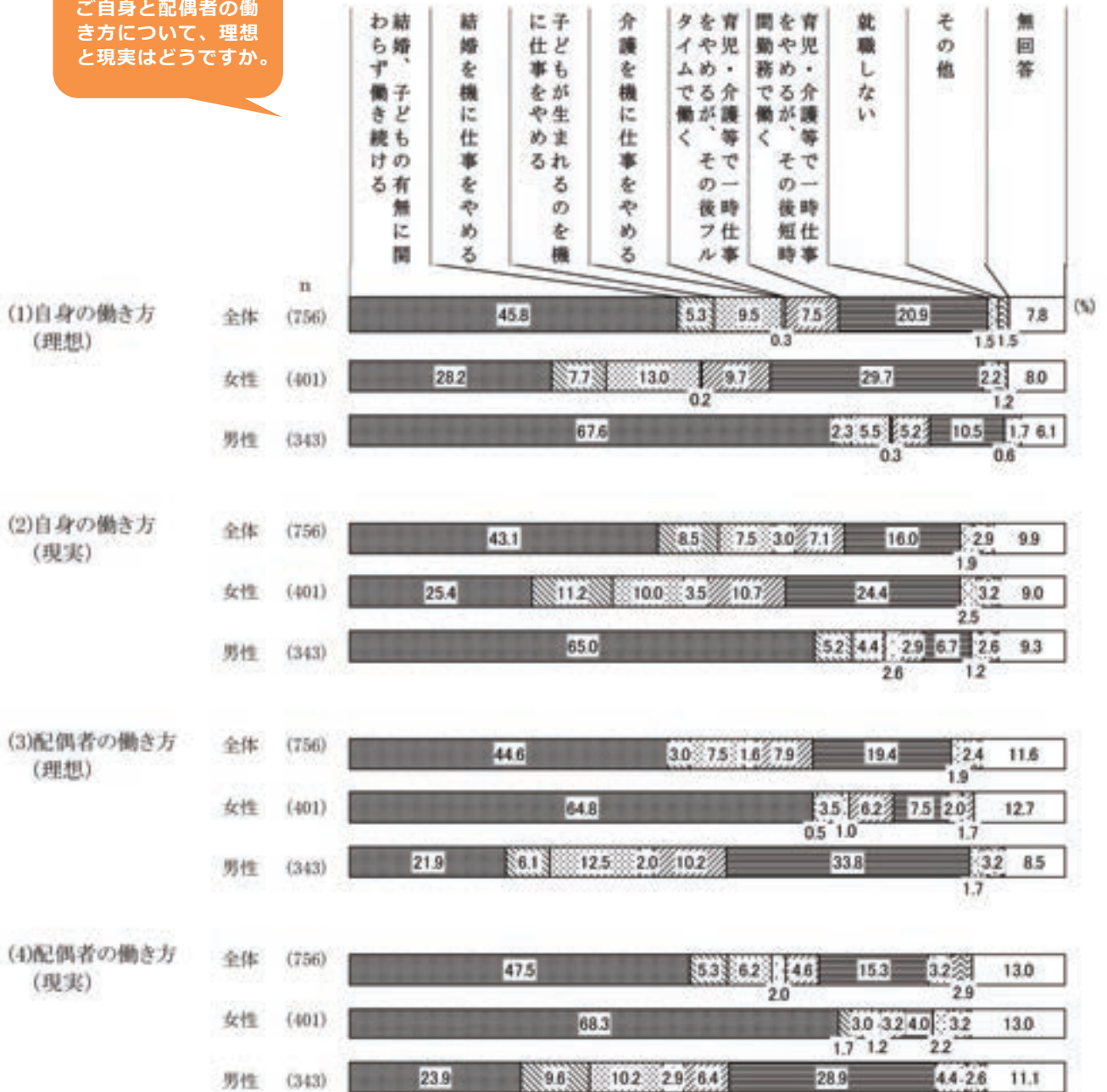
国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

▶プラチナえるぼし

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主への認定である「えるぼし認定」よりも水準の高い要件を満たした事業者に与えられる認定。認定を受けた事業主は、それをPRすることにより、優秀な人材の確保やイメージの向上につながるなどの効果を期待できる。

■夫婦の働き方

【問】
ご自身と配偶者の働き方について、理想と現実はどうですか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

■ 休暇の取りやすさ

【問】
あなたの職場では、社員（職員）が有給休暇や育児・介護休業を取りやすい環境にありますか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

(A) 現状と課題（働き方）

女性の有業率を年齢別に見ると、22ページのグラフにあるように30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半を山とする「アルファベットのM」のような形、いわゆる「M字カーブ」を描きます。一方、女性の就職希望率は30歳代から40歳代前半で高くなっています。意識調査の結果にもあるとおり、理想と現実のギャップが数字からも見てとれます。

また、男性については、20歳代後半から50歳代までほぼ有業率が変わらず、意識調査の結果についても、男性の働き方については理想と現実に大きな差はみられません。

このことから、男女の働き方の理想と現実の差を縮めていくことが課題解決につながると考えられます。

(A) 現状と課題（職場）

育児や介護を担っていると、急病時など、必ず休暇を取らなければならない事態に直面します。妊娠・出産においても同様です。しかし、職場における男女をとりまく環境は、時間外労働・休暇の取りやすさ・仕事の内容で女性が優遇されているとする回答が多く見受けられます。

男女共に休暇を取りやすい環境を整えること、また、就職を希望する女性のニーズを組んでいくことが、男女間の働き方のギャップ解消へつながると考えられます。



▶「カエル！ジャパン」キャンペーン

企業・働く方・国や地方公共団体が協力し、社会全体で仕事と生活の調和の実現に取り組む「国民運動」。現状を「変える」というちょっと勇気があることを、「カエル！」と称して誰もが知っているカエルのキャラクターに託し、愛嬌を持って呼びかけを行う。言葉の洒落は、難題にもユーモアを持って明るく、くじけず臨もうという思いであり、ホップ・ステップ・ジャンプと躍進する力にもあやかる。

(B)施策（課題解決に向けた取り組み）

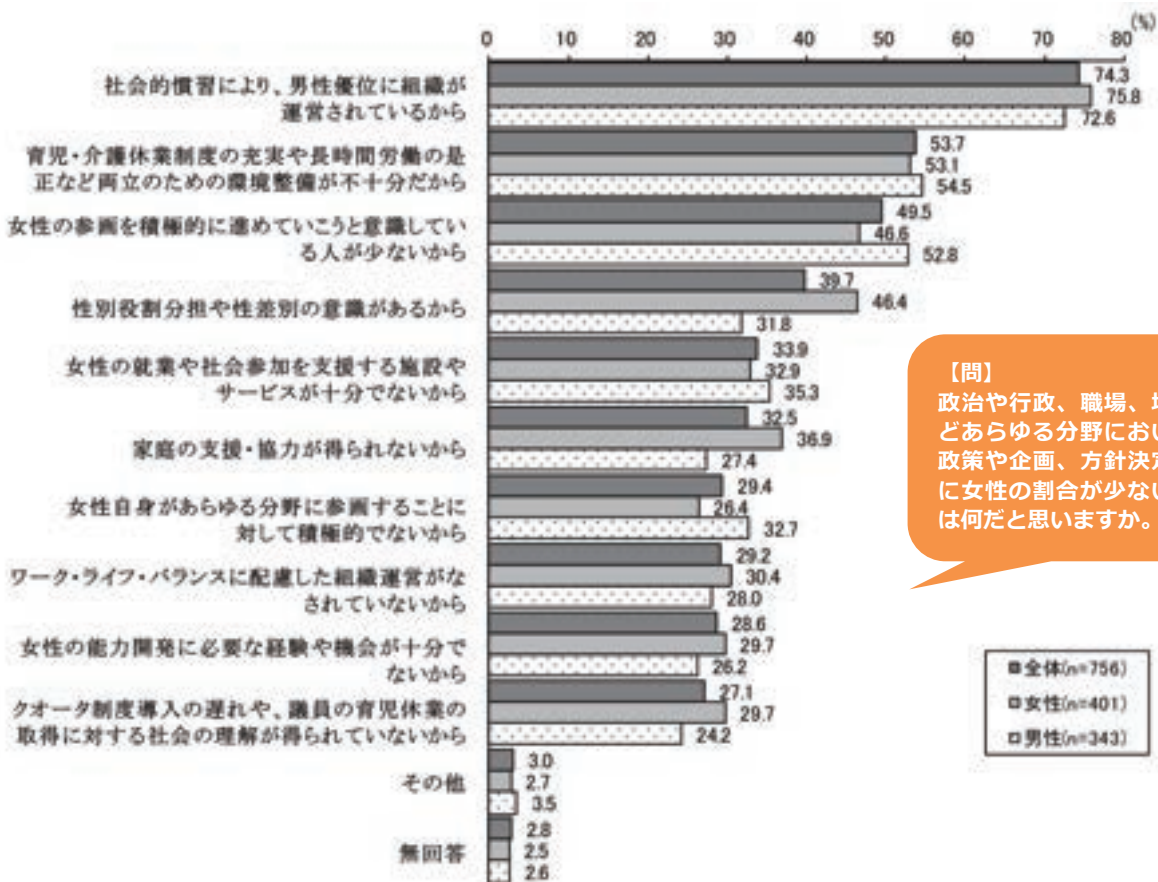
事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	広報やホームページを活用し、町民や事業者への普及啓発を行います	企画政策課
介護サービス情報の提供	仕事と介護の両立をする方々の負担を軽減するため、介護サービスが円滑に利用できるよう、情報提供を行います	福祉課
子育て支援	子育て交流館を通じ、親子のネットワーク形成に配慮するほか、孤立しない子育てを支援します	福祉課
放課後児童クラブ	放課後からの時間帯において、働く保護者を支援するため、児童の安全な居場所を提供し、健全育成を目的とした児童クラブを運営します	社会福祉協議会
保育サービス	保育所における延長保育・一時預かり事業を実施します	保育所
保育所園庭開放事業	保育所の園庭において、親子の集団保育体験や同年齢の園児との遊びを通じた交流、育児や栄養相談等、子育て中の親子を支援します	保育所
就学支援事業	子育てにおいて経済的な支援が必要な家庭に就学援助金を支給します	学校教育課
女性活躍推進法等の啓発	リーフレット等の設置や商工会を通じて町内事業者等への啓発に努めます	総務課 産業振興課
再就職支援セミナー等の開催	千葉県ジョブサポートセンター、ジョブカフェちば等との連携のもと、希望する職業・再就職の支援に努めます	産業振興課

基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

▶ 基本的な課題④ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

SDGsアイコン	指標
 	<p>【施策】 各委員会における女性登用率</p> <p>現状 ▶ <u>20%</u> (令和2年4月1日時点)</p> <p>目標 ▶ <u>30%</u> (令和7年度末)</p>

■ 政策・企画・方針決定に関わる女性の割合が少ない理由



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

(A) 現状と課題

政策や企画、方針決定に関わる女性の割合が低い理由は「社会的慣習により、男性優位に組織が運営されているから」が最も高く、次いで「育児・介護休業制度の充実や長時間労働の是正など、両立のための環境整備が不十分だから」「女性の参画を積極的に進めていこうと意識している人が少ないから」が続く結果となっています。

(B) 施策（課題解決に向けた取り組み）

事業名	事業内容	担当課
長南町特定事業主行動計画の推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「長南町特定事業主行動計画」を推進し、男女を問わず働きやすい職場環境の整備に努めます	総務課
長南町人材育成基本方針の推進	社会情勢の変化と地方分権の進展を背景に、職員に求められる資質の向上を図り、時代の要請に応じた育成を図ります	総務課
各種委員会への登用促進・公募の推進	広く町政に参画できるように、委員会においては女性委員の登用を促進し、また、公募枠の設定・配慮に努めます	各関係課

▶ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれかの一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

例 >> 研修機会の充実、仕事と生活の調和など、女性の参画拡大のための基盤整備を推進

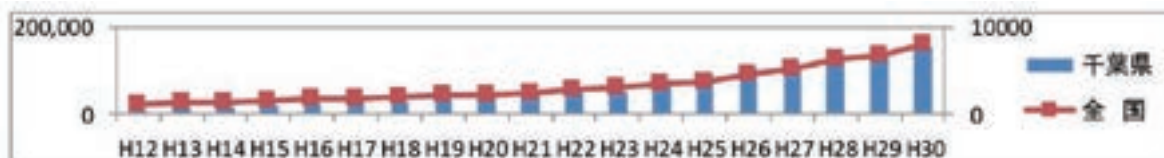


基本目標Ⅲ 健康で安心安全な社会づくり

▶基本的な課題⑤ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

SDGsアイコン		指標
 		【施策】 広報紙・ホームページへの 関連情報掲載
 	現状	▶ <u>年0回</u> (令和元年度)
	目標	▶ <u>年3回</u> (令和7年度)

■児童虐待の現状（相談件数および種類）



		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
30年度	全国	40,238 (25%)	1,730 (1%)	88,391 (56%)	29,479 (18%)	159,838 (100%)
	千葉県	1,985 (26%)	118 (2%)	3,631 (48%)	1,813 (24%)	7,547 (100%)
29年度	千葉県	1,643 (24%)	120 (2%)	3,406 (50%)	1,642 (24%)	6,811 (100%)

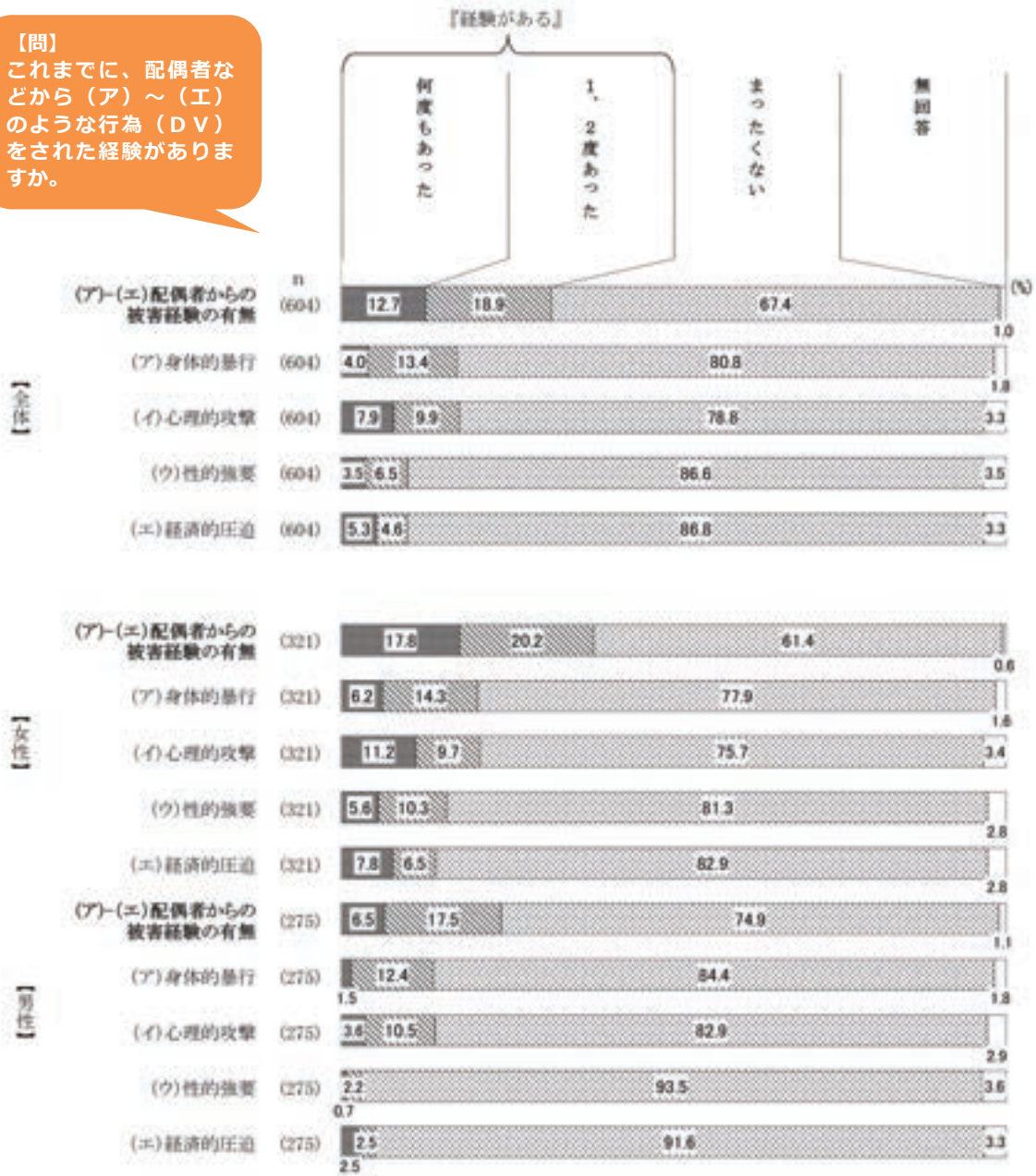
資料：千葉県HP「平成30年度千葉県の児童虐待の状況」

▶ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振られる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを巻き込んだ暴力など。

■DVの被害経験

【問】
これまでに、配偶者などから（ア）～（エ）のような行為（DV）をされた経験がありますか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」



▶「女性に対する暴力根絶」シンボルマーク

女性に対する暴力問題の、社会における認識をさらに深めるため、平成13年に制定されたマーク。女性が腕をクロスさせた姿が描かれ、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志が表現されている。

(A) 現状と課題

DVの被害にあったことがあるとした割合は3割を超え、県で行ったこの調査では、平成29年の内閣府による調査と比較して増加の傾向にあります。被害者の多くは女性であり、身体的・心理的暴力の数が目立つことから、心も体も傷ついている女性が多数いることが見てとれます。

また、児童虐待についても全国的に年々その件数が増加しており、DVが生じる家庭では子どもに暴力が及ぶ場合も多くあります。また、児童虐待防止法では、子どもがDVを目の当たりにすることは心理的な虐待にあたりと定義されています。

このようにDVと児童虐待は密接に関連しているため、両者を切り離すことなく相談対応から保護・支援に至るまで継続的かつ迅速な対応が求められています。

(B) 施策（課題解決に向けた取り組み）

事業名	事業内容	担当課
DV相談体制の広報	内閣府男女共同参画局による「DV相談ナビダイヤル」をはじめ、各種支援策を広報し、周知を図ります	企画政策課
住民基本台帳・戸籍事務におけるDV被害者支援措置の実施	住民基本台帳事務、戸籍事務においてDV被害者を保護する措置を徹底し被害者の保護に努めます	税務住民課
DV被害者の生活支援	DV被害者が安定した生活を送れるよう、支援体制の整備や関係機関との連携を行います	福祉課 健康保険課
子ども相談業務	主任児童委員等が児童虐待や子どもの養育などに関する相談に応じます	福祉課
長南町虐待防止対策等ネットワーク	千葉県長生健康福祉センター、千葉県東上総児童相談所ほか多種多様な関係団体との連携をはかります	福祉課

基本目標Ⅲ 健康で安心安全な社会づくり

▶ 基本的な課題⑥ 生涯を通じた健康づくりの推進

SDGsアイコン	指 標				
  	<p>【施策】 ちよな丸ポイント事業の推進 (ポイント事業参加者)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="655 734 748 882">現状</td> <td data-bbox="748 734 1449 882">▶ <u>599人</u> (令和元年度末)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 882 748 1025">目標</td> <td data-bbox="748 882 1449 1025">▶ <u>700人</u> (令和7年度末)</td> </tr> </table>	現状	▶ <u>599人</u> (令和元年度末)	目標	▶ <u>700人</u> (令和7年度末)
現状	▶ <u>599人</u> (令和元年度末)				
目標	▶ <u>700人</u> (令和7年度末)				



■ 乳児相談



■ 健康体力調査

■健康診査等の実施状況

区分 年度	胃がん検診			胸部検診			大腸がん検診		
	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
平成26年度	6,229	687	11.03	6,229	997	16.01	6,229	1,099	17.64
平成27年度	6,151	646	10.50	6,151	957	15.56	6,151	1,151	18.71
平成28年度	6,123	644	10.52	6,123	976	15.94	6,123	1,092	17.83
平成29年度	6,020	600	9.97	6,020	918	15.25	6,020	1,090	18.11
平成30年度	5,949	615	10.34	5,949	975	16.39	5,949	1,169	19.65

区分 年度	乳がん検診			子宮がん検診			前立腺がん検診		
	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
平成26年度	3,612	833	23.06	3,994	668	16.73	2,483	583	23.48
平成27年度	3,556	841	23.65	3,916	677	17.29	2,476	557	22.50
平成28年度	3,523	834	23.67	3,846	666	17.32	2,663	515	19.34
平成29年度	3,435	815	23.73	3,739	642	17.17	2,431	499	20.53
平成30年度	3,380	830	24.56	3,659	629	17.19	2,409	527	21.88

区分 年度	特定健康診査			後期高齢者健康診査			青年の健康診査		
	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	希望者(人)	受診者数(人)	受診率(%)
平成26年度	2,020	846	41.88	1,553	608	39.15	168	69	41.07
平成27年度	2,016	880	43.65	1,611	577	35.82	167	62	37.13
平成28年度	1,880	793	42.18	1,576	586	37.18	207	67	32.37
平成29年度	1,818	845	46.48	1,576	589	37.37	155	49	31.61
平成30年度	1,762	882	50.06	1,611	602	37.37	181	60	33.15

区分 年度	高齢者インフルエンザ予防接種			1歳6か月児健康診査			3歳児健康診査		
	対象者数(人)	接種者数(人)	受診率(%)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
平成26年度	3,180	2,185	68.71	20	20	100.00	40	36	90.00
平成27年度	3,208	2,153	67.11	40	39	97.50	30	27	90.00
平成28年度	3,224	2,217	68.77	38	37	97.37	35	32	91.43
平成29年度	3,297	2,178	66.06	44	41	93.18	40	38	95.00
平成30年度	3,340	2,228	66.71	31	26	83.87	40	37	92.50

資料：長南町「町勢要覧2020」

(A) 現状と課題

男女共同参画社会の実現や女性活躍の推進には、何よりも自身の健康状態を保つことが重要と考えられます。

そのため、町では各種の健（検）診を実施しており、受診率は他団体と比較して高いレベルで推移しています。今後もこの数値を継続できるよう、平成31年（2019年）4月より開始した「ちよな丸ポイント事業」などを活用しながら、積極的な受診勧奨を行っています。

(B) 施策（課題解決に向けた取り組み）

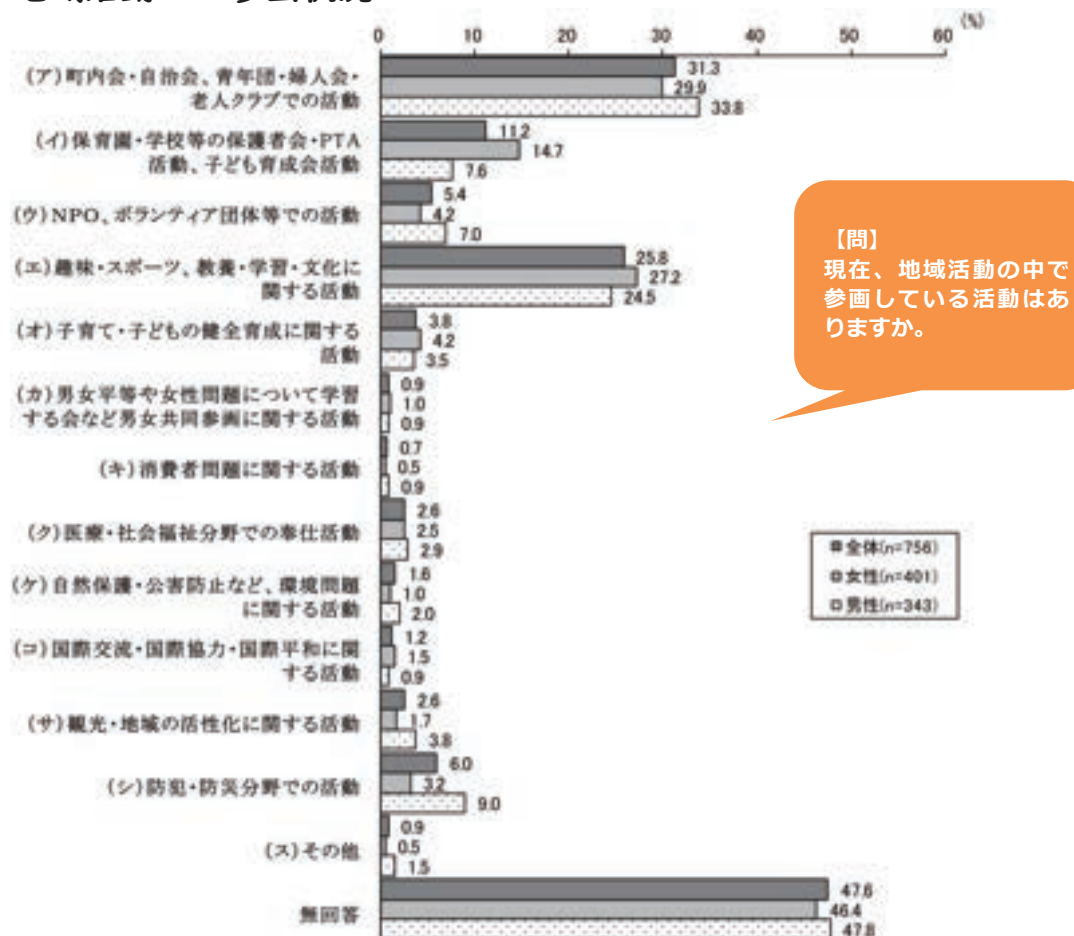
事業名	事業内容	担当課
ちよな丸ポイント事業	健診受診や予防接種、健康づくりに資する活動についてポイントを付与し、健康的な生活につながるよう支援します	健康保険課
健（検）診事業	様々な健（検）診により、健康状態の把握につとめ、結果により医療機関の受診を勧奨し、疾病の予防を図ります	健康保険課
予防接種助成事業	年齢により、インフルエンザ・肺炎球菌の予防接種に対して助成を行い、健康の増進に努めます	健康保険課
母子保健事業	安心して出産・子育てができるよう環境を整え、健康的な生活環境が構築できるよう支援していきます	健康保険課
健康推進事業	生活習慣病の予防・早期発見・早期治療を推進し、健（検）診や運動教室を通じて健康状態の向上を図ります	健康保険課
生涯スポーツの推進	生涯を通じてスポーツに親しみ、健康的な生活を送れるよう支援します	生涯学習課

基本目標Ⅲ 健康で安心安全な社会づくり

▶ 基本的な課題⑦ 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

SDGsアイコン	指標
 5 ジェンダー平等を 実現しよう  11 住み続けられる まちづくりを	【施策】 スクールバス見守り隊における 全体の人数及び女性隊員数
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	現状 ▶ <u>16名/36名</u> (令和2年4月1日時点) (女性) / (全体)
	目標 ▶ <u>25名/50名</u> (令和7年度末) (女性) / (全体)

■ 地域活動への参画状況



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

(A) 現状と課題

地域活動の中で、現在参画している活動についての問いに「町内会・婦人会などの活動」を挙げた方が最も多く、次いで「趣味・スポーツ・文化に関する活動」「保育所・学校のPTA活動」の順に高くなっています。

男女別に見ると、女性はPTA活動が多く、男性は防犯・防災関連の活動、町内会の活動が多くなっています。

共同参画の観点からは、活動の分野に関わらず、男女ともに自分の参画したい分野を自由に選択し、活動していく意識づけが重要と考えられます。

(B) 施策（課題解決に向けた取り組み）

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画	内閣府による「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を反映した地域防災計画の策定を進めます	総務課
地域防災組織の推進	「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域住民の自衛意識や連帯感に基づき、防災組織の自主的な結成、運営を支援します	総務課
地域防犯活動の推進	防犯指導員・青少年相談員・各駐在所等と連携し、防犯灯の管理や防犯パトロール、スクールバス見守り隊の活動を通じて、安心安全なまちづくりを図ります	総務課 企画政策課 学校教育課

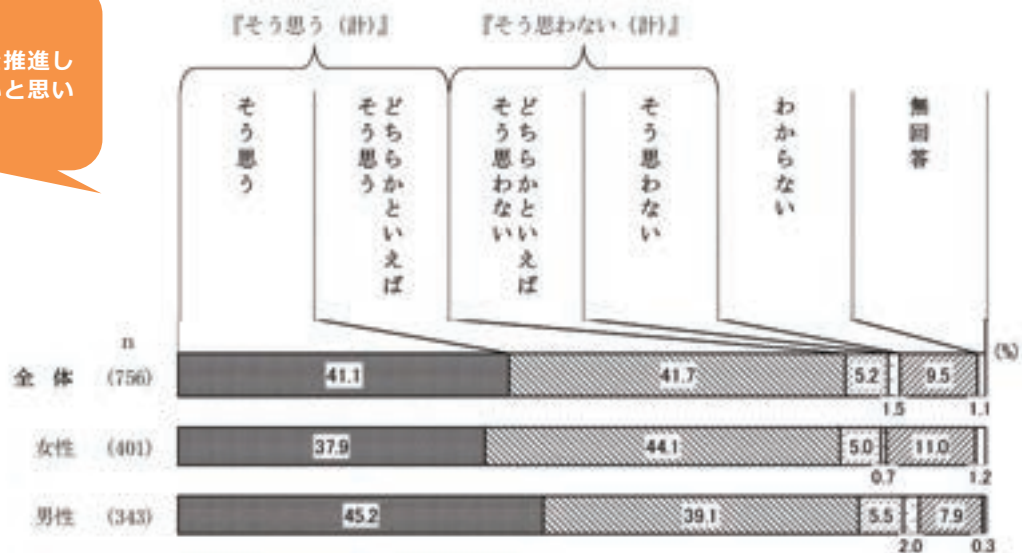
基本目標Ⅳ 誰もが輝く環境づくり

▶ 基本的な課題⑧ 女性活躍の推進

SDGsアイコン	指標				
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>8 働きがいも 経済成長も</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div>	<p>【施策】 長南町特定事業主行動計画の推進 (女性管理職の割合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">現状</td> <td>▶ <u>11.5%</u> (令和2年4月1日時点)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標</td> <td>▶ <u>20.0%</u> (令和7年度末)</td> </tr> </table>	現状	▶ <u>11.5%</u> (令和2年4月1日時点)	目標	▶ <u>20.0%</u> (令和7年度末)
現状	▶ <u>11.5%</u> (令和2年4月1日時点)				
目標	▶ <u>20.0%</u> (令和7年度末)				

■女性の活躍について

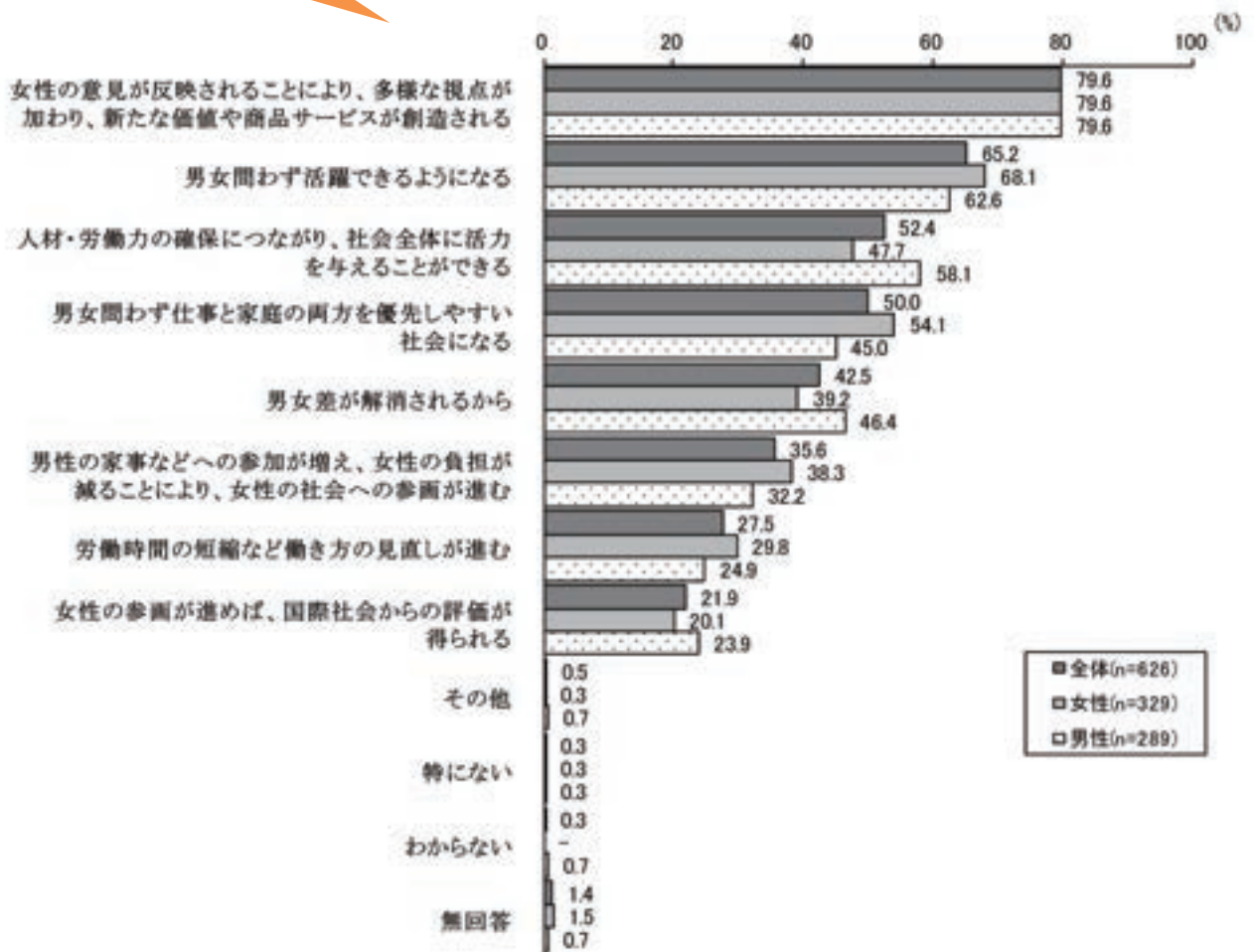
【問】
女性の活躍を推進したほうがよいと思いますか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

■女性の活躍を推進する理由

【問】
女性の活躍を推進したほうがよいと思う理由は何ですか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

(A) 現状と課題

女性の活躍についての考えは、年齢層を問わず肯定的な回答が多くを占めています。女性の意見が反映されることにより、多様な視点が加わり、新たな価値やサービスが創造されると考えられる点や、人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力が生まれる点がその理由として挙げられています。

このことは、視点を変えれば、これまでの社会では女性の活躍に関して実現できなかったことが多かったとも言えます。

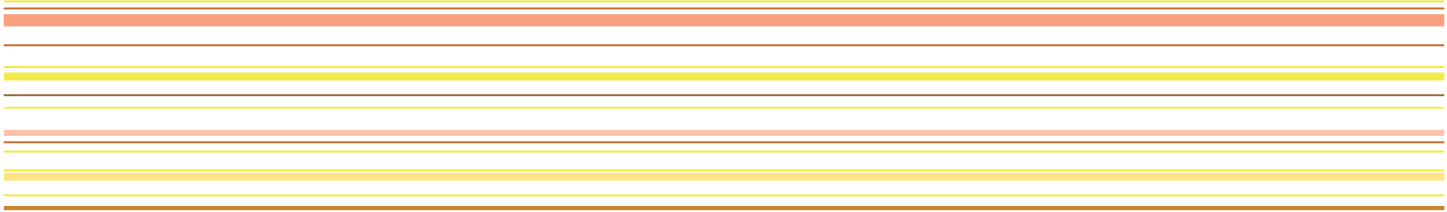
(B) 施策（課題解決に向けた取り組み）

事業名	事業内容	担当課
長南町特定事業主行動計画の推進（再掲）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「長南町特定事業主行動計画」を推進し、男女を問わず働きやすい職場環境の整備に努めます	総務課
長南町人材育成基本方針の推進（再掲）	社会情勢の変化と地方分権の進展を背景に、職員に求められる資質の向上を図り、時代の要請に応じた育成を図ります	総務課
情報の公表	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項及び、同法第21条に基づき「長南町特定事業主行動計画」に基づく取組の実施状況、女性の職業選択に資する情報をホームページで公表します	総務課 企画政策課



第4章

計画の推進に向けて



第4章 計画の推進に向けて

(1) 庁内における推進

① 庁内推進体制

- ▶ 長南町男女共同参画計画策定懇話会の定期的な開催
- ▶ 横断的かつ積極的な取組の推進

② 男女共同参画推進の率先的な遂行

- ▶ 庁内推進体制の機能強化
- ▶ 女性管理職の積極的な登用
- ▶ 職員への男女共同参画に関する研修の充実

③ 各種審議会等への女性の登用

- ▶ 行政における審議会等委員会での女性の積極的な登用の推進

(2) 住民及び関係機関等との連携

① 住民との協働による推進

- ▶ 地域団体や企業等との連携
- ▶ 計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援
- ▶ 住民・企業・地域団体等の自主的かつ主体的な取組の推進

② 国・県・関係機関との連携

- ▶ 国・県など上位計画との整合性への配慮
- ▶ 国や県及び男女共同参画関係機関等との連携・協力
- ▶ 情報共有を図るための体制の構築

(3) 男女共同参画に関する情報の提供

- ▶ 計画の進捗状況に関する情報公開
- ▶ 広報紙・ホームページ等を活用した男女共同参画に関する情報提供
- ▶ 企業等に対する働きかけの推進

(4) 施策の評価

- ▶ 長南町男女共同参画計画策定懇話会による進捗状況の把握、施策の評価
- ▶ 制度改正等の動向を踏まえ「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」のPDCAサイクル（効果検証）に合わせ、計画の見直しや新たな施策の展開を検討



参 考 资 料



長南町男女共同参画計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 長南町男女共同参画計画を策定するにあたり、意見を聴取するため、長南町男女共同参画計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、長南町男女共同参画計画に関することについて協議し、意見を述べるものとする。

(組織等)

第3条 懇話会は、町長が指名する委員13名以内をもって組織する。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に、座長及び副座長各1人を置く。

2 座長及び副座長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会を代表し、会議を総理する。

4 座長は、懇話会を招集し、会議の議長となる。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(町の役割)

第5条 町の役割は次のとおりとする。

(1) 懇話会の開催及び運営を支援する。

(2) 必要に応じて資料、情報等の提供をするとともに、職員を会議に参加させる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、男女共同参画事務を所管する課において処理する。

(その他)

第7条 懇話会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

2 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会で定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

長南町男女共同参画計画策定懇話会名簿

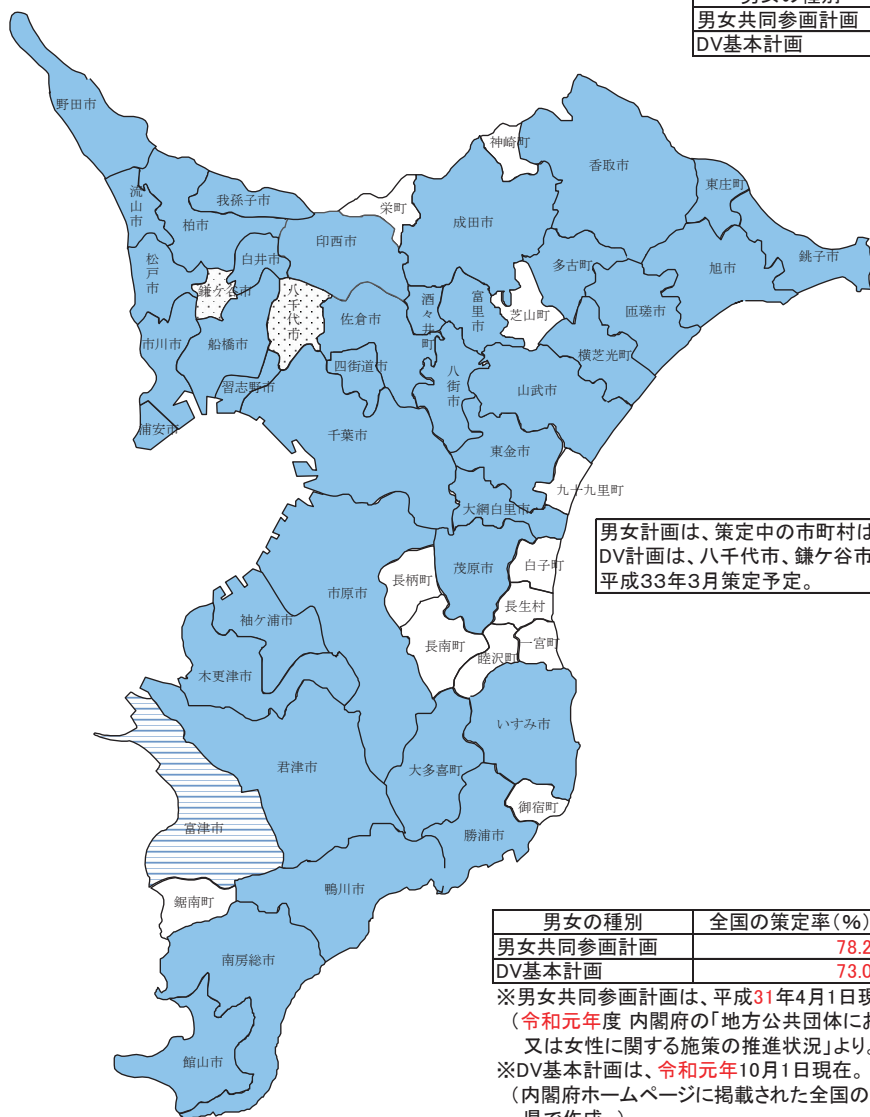
氏 名	所 属 等
1 酒井 榮子	人権擁護委員
2 谷川 清子	健康づくり推進協議会
3 嶋野 政江	農業委員会
4 御園生 日向子	コミュニティカフェまきば 代表
5 鈴木 陽子	長南集学校 校長
6 長谷川 章子	学校運営協議会 コーディネーター
7 浅野 郁佳	育児サークル「ほわほわ」代表
8 轟 洋子	千葉県 総合企画部 男女共同参画課長
9 三十尾 成弘	町 総務課長
10 田中 英司	町 企画政策課長
11 仁茂田 宏子	町 福祉課長
12 河野 勉	町 健康保険課長
13 風間 俊人	町 生涯学習課長

令和元年度 市町村における男女共同参画・DV基本計画策定状況

(平成31年4月1日現在)

- ① 男女共同参画計画及びDV基本計画策定市町村 39市町
- ② 男女共同参画計画策定市町村 2市
- ③ DV基本計画策定市町村 1市
- ④ 男女共同参画計画及びDV基本計画未策定市町村 12町村

男女の種別	策定市町村	未策定市町村
男女共同参画計画	41市町	13市町村
DV基本計画	40市町	14市町村



男女計画は、策定中の市町村はなし。
DV計画は、八千代市、鎌ヶ谷市、九十九里町が、平成33年3月策定予定。

男女の種別	全国の策定率(%)	本県の策定率(%)	全国順位
男女共同参画計画	78.2%	75.9%	34位
DV基本計画	73.0%	74.1%	32位

※男女共同参画計画は、平成31年4月1日現在。
(令和元年度 内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より。)
※DV基本計画は、令和元年10月1日現在。
(内閣府ホームページに掲載された全国の市町村計画の状況をもとに、千葉県で作成。)

(参考)市町村計画 策定根拠

- 男女共同参画計画: 男女共同参画社会基本法 第14条第3項
市町村は、男女共同参画計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。
- DV基本計画: 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第2条の3第3項
市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの

(千葉県 総合企画部 男女共同参画課作成資料より)

改正女性活躍推進法が施行されます！

- ★ **2020年（令和2年）4月1日以降、常時雇用する労働者数301人以上の事業主**については、**一般事業主行動計画の策定や情報公表の方法**が順次変わります。
- ★ **2022年（令和4年）4月1日から、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常時雇用する労働者数101人以上の事業主まで拡大**されます。（300人以下の事業主は現在努力義務です）

301人以上事業主：一般事業主行動計画の改正内容（2020年4月1日施行）

- ▶ **常時雇用する労働者数301人以上の事業主は、2020年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際は、原則として、以下の①と②の区分ごとに1つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定届を、管轄の都道府県労働局まで届け出る必要があります。**（電子申請、郵送、持参）

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・男女別の配置の状況(区)
- ・男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況(区)
- ・管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識(区) (派:性別役割分担意識など職場風土等に関する意識)
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合
- ・男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合
- ・男女の人事評価の結果における差異(区)
- ・セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況(区)(派)
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績(区)(派)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績(区)
- ・男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績
- ・非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況(区)
- ・男女の賃金の差異(区)

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異(区)
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合(区)
- ・男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(区)
- ・男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）の利用実績(区)
- ・男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績
- ・労働者（※）の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況
- ・労働者（※）の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況(区)(派)
- ・有給休暇取得率(区)

（※）2020年4月1日以降、状況把握の際には、管理職を含む全労働者の労働時間を把握する必要がありますので、ご注意ください。

数値目標の例

近年、女性社員の採用も増えてきているが、管理職の女性は少なく、また、男女ともに長時間労働が課題である会社の場合

数値目標1

①の区分に関する数値目標！

課長職より1つ下の職階の女性割合を20%から30%にする。

数値目標2

②の区分に関する数値目標！

毎月の平均残業時間を20時間以下にする。

- ※ 上記の項目は状況把握項目を区分したものであり、下線は基礎項目（必ず把握すべき項目）です。（他は選択項目）
- ※ 「(区)」の表示のある項目：状況把握の際は、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があります。
- ※ 「(派)」の表示のある項目：労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、状況把握の際は、派遣労働者を含めて把握を行う必要があります。

- 状況把握・課題分析の結果、上記の①または②の区分のどちらか一方の取り組みが既に進んでおり、もう一方の取り組みを集中的に実施することが適当と認められる場合には、①または②のどちらかの区分から2項目以上を選択して、関連する数値目標を定めても構いません。

Q

2020年（令和2年）4月1日になったら、常時雇用する労働者301人以上の全事業主が一般事業主行動計画を策定し直さないといけないのでしょうか？

A

2020年（令和2年）4月1日以降に行動計画の始期を設定する301人以上の事業主は、数値目標を2つ以上定めた行動計画を策定し、策定届を都道府県労働局に提出する必要があります。



Q

2020年（令和2年）3月31日までに都道府県労働局に策定届（※）を提出する場合は、行動計画に定める数値目標は1つ以上でよいのでしょうか？

A

2020年（令和2年）3月31日までに策定届を提出する場合でも、行動計画の始期が2020年（令和2年）4月1日以降の場合は、数値目標を2つ以上定めた行動計画を策定する必要があります。

（※）策定届の新様式は、女性活躍推進法特集ページ（厚生労働省ホームページ内）に今後掲載する予定ですので、ご確認ください。

301人以上事業主：情報公表の改正内容（2020年6月1日施行）

- ▶ 2020年6月1日以降は、**常時雇用する労働者数301人以上の事業主**は、女性の活躍に関する情報公表についても、**以下の①と②の区分から、それぞれ1項目以上選択して2項目以上情報公表**する必要があります。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> 採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) 男女別の採用における競争倍率(区) 労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 管理職に占める女性労働者の割合 役員に占める女性の割合 男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派) 男女別の再雇用又は中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> 男女の平均継続勤務年数の差異 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 男女別の育児休業取得率(区) 労働者の一月当たりの平均残業時間 労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派) 有給休暇取得率 有給休暇取得率(区)

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行うことが必要です。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

- 併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能となります。
 - 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
 - 労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

101人以上～300人事業主：

一般事業主行動計画の策定・情報公表の義務の対象拡大（2022年4月1日施行）

- ▶ 一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から**101人以上の事業主に拡大**されます。**常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主**は、施行日までに、以下の行動計画の策定・届出及び情報公表のための準備を行ってください。

1 一般事業主行動計画の策定・届出

ステップ1：自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

- ・自社の女性の活躍に関する状況を、以下の基礎項目（必ず把握すべき項目）を用いて把握してください。
- ・把握した状況から自社の課題を分析してください。

【基礎項目】

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）・男女の平均継続勤務年数の差異（区）
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

（注1）事業主にとって課題があると判断された事項については、選択項目（必要に応じて把握する項目（1ページの下線以外の項目））を活用し、原因の分析を深めることが有効です。

（注2）（区）の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があります。

ステップ2：一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

- ・ステップ1を踏まえて、**(a)計画期間、(b)1つ以上の数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期**を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定してください。
- ・一般事業主行動計画を労働者に周知・外部へ公表してください。

ステップ3：一般事業主行動計画を策定した旨の届出

- ・一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。（電子申請、郵送、持参）

ステップ4：取組の実施、効果の測定

- ・定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

2 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から**1項目以上**選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none">・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)・男女別の採用における競争倍率(区)・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)・係長級にある者に占める女性労働者の割合・管理職に占める女性労働者の割合・役員に占める女性の割合・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)・男女別の再雇用又は中途採用の実績	<ul style="list-style-type: none">・男女の平均継続勤務年数の差異・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合・男女別の育児休業取得率(区)・労働者の一月当たりの平均残業時間・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)・有給休暇取得率・有給休暇取得率(区)

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行う必要があります。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行う必要があります。

- 併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能となります。
 - ・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
 - ・労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

「プラチナえるぼし」認定の創設（2020年6月1日施行）

▶ 女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主への認定である現行の「えるぼし認定」よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設しました。

- **えるぼし認定**：一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等**の一定の要件を満たした場合に認定します。
- **プラチナえるぼし認定**：えるぼし認定を受けた事業主のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等**の一定の要件を満たした場合に認定します。

▶▶ 認定の取得のメリット

- ・認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。認定を受けた事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。
- ・認定を受けた事業主は、**公共調達**の加点を受けられます。
- ・また、**プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます。**

▶▶ 認定の段階

<p>プラチナえるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ・男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。（※） ・プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること（※） ・女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。（※） <p>（※）実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし （3段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし （2段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし （1段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

お問い合わせ先



都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



（厚生労働省ホームページより）

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置
付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会
の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重
要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の
形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体
及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参
画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を
定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的
かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分
野における活動に参画する機会が確保され、もって
男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利
益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべ
き社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男
女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供
することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を
発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が
尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに
かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中
立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共
同して参画する機会が確保されることを旨として、行
われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家族の
一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外

の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)の通り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念の通り、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念の通り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができ

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附則（平成十一年七月十六日法律第二百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずる

こと又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配

偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、

方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者で

ある場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかひしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかひしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が

生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居

を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員
の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠

としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間はこの限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

る。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係に

ある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則（省略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活

と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ

ならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取

組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動

計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承

認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用につ

いては、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が平滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める

女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活

を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するもの

とする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事している者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に關し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又

は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(以下略)

市町村応援マニュアル

(改訂版)

～基本計画と配暴センターの整備に向けて～



チーバくん

(概要版)



しない! させない!

STOP DV!

DV防止法^{※1}では、市町村における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(基本計画)の策定及び配偶者暴力相談支援センター(配暴センター)としての機能整備は努力義務とされています。(第2条の3第3項、第3条第2項)

更に国の基本方針^{※2}においても、市町村は被害者にとって最も身近な行政主体であることから、計画策定や配暴センター業務に積極的に取り組むことが望ましいとされています。

県では、DV防止・被害者支援基本計画(第4次)において、市町村における支援体制の強化促進として、市町村の基本計画の策定や配暴センターの設置に向けて積極的に働きかけを行っています。

基本計画策定編

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を総合的かつ地域の実情を踏まえ、きめ細かく実施していく観点から策定するものです。

【基本的視点】

- (1) 被害者の立場に立った切れ目のない支援
通報・相談対応・保護・自立支援等の各段階における施策内容の検討
- (2) 関係機関等の連携
関係機関における効果的な連携の検討
- (3) 安全の確保への配慮
情報管理の徹底や被害者・親族等の安全確保
- (4) 地域の状況の考慮
地域の実情に合った役割分担・相互協力の検討

ワンポイントアドバイス!

既に男女共同参画計画を策定している市町村では、計画の改定時期等にDV基本計画の内容を盛り込み、DV基本計画とみなすことも可能です!

＜取組み例＞

- ① 広報・啓発の推進
- ② 相談体制の充実
- ③ 緊急時の安全確保(避難場所の提供)
- ④ 被害者の自立支援

※1 DV防止法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年4月13日法律第31号)

※2 基本方針

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)

配暴センター機能整備編

DV防止法においては、市町村は自ら設置する適切な施設において、配暴センターの機能を果たすよう努めるものとされています。

【配暴センターの業務】(DV防止法第3条第3項)

- (1) 相談・機関紹介
- (2) カウンセリング
- (3) 緊急時における安全の確保及び一時保護
- (4) 生活自立支援促進に関する援助
- (5) 保護命令制度の利用に関する援助
- (6) 居住施設の利用に関する援助



ワンポイントアドバイス!

全ての業務を行う必要はありません。
また、緊急一時保護、相談業務など業務の一部を委託することも可能です!



ワンポイントアドバイス!

配暴センターという名称の施設を新たに設置したり、名称変更する必要はありません。
現在のDV対策担当課や男女共同参画センター、福祉事務所などに配暴センター機能を整備すれば、配暴センターと位置付けることができます。

【機能整備の意義】

- (1) 相談窓口の明確化 ⇒ 被害者の早期発見
- (2) 被害者情報の共有化 ⇒ 被害者支援の円滑化、関係機関との連携強化
- (3) 被害者支援に係る新たな権限の付与
(通報の受理及び対応・保護命令に係る書面提出・DV相談に係る各種証明)
⇒ 被害者支援の迅速化、個人情報保護に係るセキュリティの向上

【県の支援】

- (1) 処遇困難事案への助言や情報提供及び市町村間における調整支援
- (2) DV関係機関対応マニュアルの作成及び配布
- (3) 市町村担当者等に向けた各種会議や研修会の開催

など

ネットワーク編

被害者を支援していくためには、相談窓口の設置、身の危険を感じた際の避難場所の確保、支援情報の提供、避難後に安全で安心して生活を送るための長期にわたる支援が必要です。

これらの支援には様々な部署や機関が関係するため、DV対策の職務関係者による配慮と関係機関との連携協力が求められます。



ワンポイントアドバイス!

相談業務にあたる職員の「燃え尽き症候群(バーンアウト)」にも注意が必要。県の「相談業務支援スーパービジョン^{※4}」なども活用してください。

【職務関係者による配慮】

- (1) DVの特性に関する理解と二次被害^{※3}の防止
- (2) 個人情報の保護の徹底
- (3) 外国人等の人権の尊重
- (4) 職務関係者に対する研修及び啓発
- (5) 苦情に対する適切かつ迅速な処理

【関係機関との連絡協力】

- (1) 連絡調整会議の設置
 - 関係部局や機関の長で構成する代表者会議
 - 被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議
- (2) ワンストップサービスの実施
 - 部局間での情報共有(被害者に対する二次被害の防止や加害者からの安全確保)
 - 庁内サービスの一元化(一括して複数の手続きが進められるような配慮)

など



ワンポイントアドバイス!

被害者情報を共有するためには、被害者等から同意書を取るなどの配慮が必要です。支援を円滑に進めるために必要である旨、十分説明し、理解を得ながら進めてください。

※3 二次被害

被害状況を繰り返し聞くなどの不適切な対応を行い、被害者に更なる被害が生じること。

※4 スーパービジョン

支援者がより高い知識や技術を身につけるため、より経験のあるものが経験の浅いものを支援する実践指導の場のことをいい、支援を行う者を「スーパーバイザー」という。



令和2年4月

千葉県健康福祉部児童家庭課

TEL:043-223-2376

FAX:043-224-4085

《支援マップ (DV被害者支援体系図)》

項目	支援メニュー	
安全確保支援	①被害申告 (緊急の場合は通報)	被害者の保護 ・相談 ・加害者の検挙 ・ストーカー規制法に基づく警告等 ・警察本部長の援助※
	②受診 (ケガ等をした場合)	被害者の発見・通報 ・治療・診断書の作成 ・配暴センター情報等の提供
	③相談	相談
	④避難	一時保護 ・緊急保護
法的手続支援	⑤保護申立て 仮処分命令申立て	保護命令(接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令) ・仮処分命令
	⑥相談・援助の申し込み	相談 ・弁護士を紹介 ・裁判費用の立替え(法テラスのみ)
	⑦離婚調停申立て	離婚調停申立て (別居中の生活費・子の養育費・財産分与・慰謝料・親権) ・調停不成立の場合は判決離婚・和解離婚等
生活再建支援	⑧社会福祉制度等の利用 (主に経済的支援)	生活保護 ・児童扶養手当 ・児童手当 ・母子生活支援施設入所 ・住民基本台帳閲覧制限 ・年金、健康保険 ・その他
	⑨住居の確保	・一時的な保護(施設入所) ・公営住宅の優先入居
	⑩子どもを育てる	・心身のケア ・保育所入所等 ・転校の手続き
	⑪心身のケア	・受診 ・相談機関の利用 ・自立支援講座等の受講
	⑫就職活動	・就職あっせん ・職業訓練校の紹介

※ 警察本部長の援助とは
 ・被害を自ら防止するための措置の教示
 ・住所等を知られないようにするための措置
 ・被害防止交渉を円滑に行うための措置 等
 ※法テラス:日本司法支援センターの愛称

